

半田市消防団員等公務災害補償条例第九条の二第一項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十一日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第八号

半田市消防団員等公務災害補償条例第九条の二第一項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

半田市消防団員等公務災害補償条例第九条の二第一項の規則で定める金額を定める規則（平成十八年半田市規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に、「七万七千八百九十円」を「八万二千二百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に、「三万八千九百円」を「四万六百元」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。